

1. 「女性に対する暴力をなくす運動」

配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等、女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されない行為です。これは職場におけるセクシュアルハラスメント等も該当します。あなたの身近に「暴力」は潜んでいませんか？暴力の「未然防止」や「拡大防止」に向けた意識を高めるとともに、暴力の被害に遭っていないながらその自覚がない人に被害を受けていることを認識してもらい、被害者や関係者が、相談窓口等の必要な情報を入手し、ためらうことなく相談できるようにすることが大切です。

パープル・ライトアップ

聞かせてほしいな

話にくいこと、聞かせてくれてありがとう。
あなたは何か悪くないよ。
これからのこと、一緒に考えよう。

話してもいいのかな

自分が悪いと思ってた。
誰にも相談なんてできなかった。
でも話してみたらこころが少し軽くなった気がした。

DVや性暴力の悩み、
受け止めてくれる人がきつという。

年齢・性別を問わず相談できます。

性犯罪・性暴力	配偶者・交際相手からの暴力
SNSで相談 Cure time (キョウタイム) #8891	SNSで相談 DV相談 プラス #8008
電話で相談 佐賀県・長崎の被害者のためのワンストップ支援センター #8103	電話で相談 DV相談ナビ #8008

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

「女性に対する暴力をなくす運動」の一環として、今年は、稲佐山山頂電波塔と眼鏡橋・袋橋をシンボルカラーの紫色にライトアップします。パープル・ライトアップには、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけるとともに、被害者に対して、「ひとりで悩まず、まずは相談してください。」というメッセージが込められています。ぜひご覧ください。

11/12(火)～13(水)、15(金)～25日(月)
に稲佐山山頂電波塔で、

11/12(火)～14(木)に中島川(眼鏡橋・袋橋)でパープル・ライトアップ↓



詳しくは内閣府HPを参照↓

(https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/no_violence_act/index.html)

お問合せ先

長崎市 市民生活部 人権男女共同参画室

電話：095-826-0026